

千葉地方裁判所委員会（第38回）議事概要

千葉地方裁判所委員会

1 開催日時

平成28年2月23日午後1時15分から午後3時30分

2 開催場所

千葉地方裁判所第2会議室（本館5階）

3 出席者

【委員】

青柳洋治，大塚真理子，女屋光基，鹿子木康，久保宏，菅井國郎，添田ミツ江，原優（委員長），真木学，松下祐記，森本亨，山根薫，吉村典晃

【テーマ説明担当者】

千葉地方裁判所民事第4部裁判官（部総括） 岩坪朗彦

千葉地方裁判所民事次席書記官 多田栄樹

【事務局】

千葉地方裁判所民事首席書記官，同刑事首席書記官，同事務局長，同事務局総務課長，同事務局総務課課長補佐

4 議事

(1) 委員長挨拶等

開会に当たり，委員長から挨拶があった。

また，前回の委員会における委員の意見を踏まえて，不動産執行事件に関する競売物件情報の新聞広告について，利用者にとってより見やすく，かつ，分かりやすいものとするため，広告内容の見直しを検討中である旨の報告があった。

(2) 新任委員の紹介

委員長から、前回の委員会後に新たに任命された鹿子木康委員が紹介され、同委員から挨拶があった。

(3) 委員長代理の氏名

委員長は、委員長代理として鹿子木康委員を指名した。

(4) 意見交換

(発言者：◎委員長，○委員，■岩坪部総括裁判官，●多田民事次席書記官)

◎ 今回の千葉地方裁判所委員会では、「配偶者暴力等に関する保護命令事件の現状について」をテーマとして、意見交換を行うこととした。

※ 意見交換に先立ち、別紙記載のとおり、保護命令制度の概要及び関係機関との連携等についての説明が行われた。

○ 保護命令を発するための審尋期日について、申立人に対しては、申立てがあった当日に審尋するとのことであったが、その、審尋期日には相手方が立ち会うことはできないのか。

■ 相手方が自己の言い分を述べるための審尋期日は、設けなければならない。当庁の運用では、保護命令の申立てがあった当日に、申立人に対して審尋を行っており、その時点では、相手方は、申立てがあったことを知らないので、当然、申立人の審尋期日に相手方が立ち会うことはない。

○ 保護命令発令後の警察への通知は、刑事事件となっている場合にのみ行うのか。

■ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）15条3項において、「保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。」と定められており、警察への通知は、これに基づき行っている。したがって、警察への通知は、刑事事件となっているかどうかにかかわらず、行っている。

○ 電話等禁止命令の内容は、「汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌

悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。」や「その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。」などの行為を6か月間禁止するというものであるが、これらは、もともとやっではない行為だと思われるのに、あえて、命令の内容としているのは、なぜか。これらの嫌がらせは、被害者に対してよく行われているということか。

■ これらの行為は、よく行われている嫌がらせの類型であり、何らかの法律や条例で禁止されているものも含むと思われるが、保護命令で、これらの行為を禁止し、罰則を設けることで、保護命令の実効性を確保し、被害者の保護を図るために、電話等禁止命令の内容とされているものである。

○ 申立人が提出した申立書を裁判所から相手方に送付するということであるが、申立人と相手方が同居している場合には、申立書を送付することによって危険な状況になるのではないか。

■ 基本的には、相手方に申立書を送付される前に、申立人は、自宅を退去する段取りを組んだ上で、申立てをしていることが多く、申立書の送付によって危険が生じることはほとんどないと思われる。また、立場上、裁判所が、そのような準備をしておくよう指示することは難しいが、申立書や証拠書類を相手方へ送付することについては、申立人に必ず説明している。

○ 相手方に審尋期日の呼出状や申立書を送付したが、相手方が審尋期日に出頭しない場合には、手続は、どうなるのか。

■ 相手方から、都合が悪くて出頭できないとの連絡を受けた場合には、日程を調整した上、相手方が出頭できる日に審尋期日を変更するという対応をしている。他方、相手方に呼出状や申立書が届いていることが明らかであると確信できる場合には、言い分を述べる機会を与えたにもかかわらず、相手方がそれを放棄したわけであるから、相手方が審尋期日に出頭しなかったとしても、保護命令を発することになる。

- 実際には、被害者は、申立ての前に家を出て、シェルターに身を寄せていることが多いと思う。被害者が自分の荷物を自宅へ取りに行こうとするときに、相手方が在宅しているのでは取りに行けないから、保護命令の手続を利用することになる。保護命令が発せられると、即時に、命令の効力が生じるから、通知を受けた警察が、相手方に対し、2か月間は自宅から退去しなければならないこと、命令に違反すれば逮捕されることを説明し、退去するよう説得をしている。相手方が退去したら、申立人は、荷物の持ち出しができることになる。その後、持ち出し作業が終了し、申立人が、警察に対し、持ち出しが終了したこと、相手方が自宅へ戻っても差し支えないことを連絡すれば、警察が、相手方に対し、自宅へ戻ってもよい旨の連絡をするという運用が多く行われている。
- 申立てが却下されるのは、どのような場合か。
 - 実際には、申立てが却下されることは、余りない。しかし、暴力が本当にあったかどうか疑わしい事例がたまにある。医師の診断書や証拠の写真もなく、あざも残っていないし、相手方も暴行を認めていない。お互いの言い分を聞いても、やはり、暴力があったと認定するのが難しいという場合があり、そのような事例では、申立てが却下されることがあり得る。
- 申立人は、おびえていると思うが、シェルターの職員や弁護士が付き添った上で審尋をするのか。
 - シェルターの職員が付き添ってくることはあるが、審尋期日は、本人のみを在廷させて行っている。
- 証人から話を聞くことは、あるのか。
 - 手続上、証人を呼んで話を聞くことは予定されていない。暴力を現認していた家族等が書いた陳述書や、その家族等から聴取した内容をまとめた報告書などの書面を証拠として提出してもらうことはある。
- 相手方への呼出しは、郵送でなければならないという説明だが、手続上、

必ず郵送でなければならないのか。裁判所では、申立人に対する審尋を当日に行うなど、迅速な対応をしているということであったが、できる限り早く手続を進めるためには、電話や電子メールという通信手段も考えられるが、郵送でなければならない理由があるのか。

- 実際の運用としては、速達普通郵便で呼出状を発送し、相手方審尋期日の前日に、相手方に電話して、呼出状を受領したか否か確認している。
- 確実に審尋期日を知らせるという要請から、郵送で行っている。
- 電子メールを利用したとしても、相手方から返信が来れば、分かるのではないか。
- ◎ 現在の裁判手続は、電子メールなどの近代的な通信手段の使用を想定しておらず、難しい面がある。
- 夫婦が別居している場合には接近禁止の申立てが多くて、同居している場合には退去命令の申立てが多いのか。
- 同居か別居かによって、選択的に申立てをするものではなく、通常、両方の申立てをしている。
- 同居している場合には、相手方は、審尋期日にやって来て、その場で、接近禁止命令を告げられるから、突然、自宅に帰ることができない状況に立たされるわけだが、その先6か月間、どうやって生活していけばよいのか。

また、相手方と共に生活の本拠としている住居は、接近禁止の場所からは除くということだが、そうになると、実質的に、接近禁止命令が発せられた意味がなくなってしまうのではないか。

- 生活の本拠としての住居への接近を禁止することは、相手方の居住権を侵害することになることから、許されない。同居している場合には、被害者がシェルターに身を寄せていることが多いことから、2箇月の間、退去命令を求めて、自宅から荷物を搬出し、併せて、接近禁止命令を求めるということになる。2箇月が経過するか、申立人が荷物を搬出して、退去命令の取消し

を求め、取り消された後は、相手方が自宅に戻ることができるので、住居自体への接近を禁止する必要はない。

- そもそも、接近禁止命令は、生活の本拠としての住居を除いている。同居している場合に、住居への接近を禁止すると、6か月という長期間、帰宅できなくなり、相手方は、生活できなくなるから、対象から除いているということである。
- 公証人役場において宣誓供述調書の認証を受けてから申立てがされた件数は、どれくらいあるのか。
- ほぼ皆無といってよい。警察や配偶者暴力相談支援センター（以下「相談支援センター」という。）へ相談に行ってから申立てをすることがほとんどだと思う。
- そうすると、公証人役場において認証を受けてから申立てをするという方法は、どのような事例を想定しているものか。
- 警察や相談支援センターに相談に行くことができず、緊急やむを得ない場合である。しかし、DV被害では、身の安全を確保することが最優先であるので、まずは、警察や相談支援センターが関与することになる。
- 先ほど、あざや傷跡がない場合には、本当に暴力があったかどうかの判断が難しいということであったが、必ずしも、暴力を受けた直後に申立てをするのではないと思うし、普通は、相談機関に相談してから申立てをするものと思われ、あざなどが残っていないこともあるのではないか。
- 警察や相談支援センターへ駆け込んで、その日の午後や翌日に、裁判所に申立てに来る方は多くいる。そのような場合には、もし、あざなどが残っていれば、暴力があったことの確認は容易にできると思う。あざなどが残っていないからといって、暴力の事実を疑うわけではない。
- 警察や相談支援センターでのやり取りが分かる資料が証拠として採用されるとよいのではないか。

- 申立人の審尋後に、警察や相談支援センターに対し、書面の提出を求めている。申立書の記載から、どこの警察署や相談支援センターへ相談したかが分かるから、当該警察署等へ照会し、書面の提出を求めている。
- 従前から暴力を振るわれている場合には、自分であざなどの写真を撮っていたり、医師の診察を受けて診断書の交付を受けていたりすると、従前から暴力を振るわれているということが確認できる。
- 脅迫を受けている事案では、証拠が残っていることは少ないのではないかと。警察や相談支援センターでのやり取りが、非常に重要な証拠となるのではないかと。
- そのような場合には、審尋で直接聞いた内容から、どれくらい真実性が見受けられるかというところで判断する。また、警察や相談支援センターでも同じ内容の話をしたのか、つまり、脅迫されている内容等の証言が食い違っていないければ、それだけ確からしいと思えるということになる。
- DV被害者を救うために大切なことは、被害者を相談支援センターへ向かわせることだ。被害者が相談支援センターで相談しさえすれば、後は、保護命令の発令まで、とんとんと進んでいくはずだ。被害が埋もれているとすれば、相談支援センターの存在や、そこでの活動内容が知られていないからだと思う。意識的に相談先を探している方であれば、相談支援センターにたどり着くことができると思うのだが、他方、誰かに相談することすら考えられないほど、余裕がないような状況であれば、たどり着くことは困難であると思う。そのような方を救うために、被害者が足を運ぶような、医療機関や薬局などにパンフレットを備え置き、相談支援センターへ向かわせるための契機となる環境を作る必要があると思う。

余りパンフレットを見かけることがないのだが、実際、どの程度普及しているのか、御存じか。
- ◎ 関係機関との協議会等で、そのような話題は、出ているのか。

● DV法において、医師等は、被害者の意思を尊重するように努めることを前提として、通報することができることになっているから、医療機関等にパンフレットを備え置くことは、有用だと思う。実際、どのような内容のパンフレットが、どこに、どれだけ備え置かれているかについては、把握していない。

○ 医師が、診察によって、DV被害を察知できればよいが、被害者本人が被害の事実を知られたくないと考えている場合には、察知することが困難な場合もあると思う。どうにかしてパンフレット等を普及させることはできないのか。

○ 以前と比べて、最近では、小児科の医師は、子供の虐待に関してすごく敏感になってきている。虐待の多くは、小児科の医師が警察へ通報することで、発覚しているのではないか。

他方、私は、精神科医で、患者の中には、「死にたい。」などと話す方もおり、もしかしたら、DV被害に遭っている方がいるかもしれないが、精神科の医師でさえも、相談支援センターの名称を聞いたことがあっても、何をやっている機関なのかは、分からない。だから、精神科、あるいは、外科や整形外科の医師の啓発や、これらの病院内にパンフレットを備え置くことは、有用だと思う。

○ 統計に関する説明を受けたが、実際の被害件数は、申立件数よりも、全然、多いのではないかと思う。やはり、多くの方は、相談支援センターや保護命令制度のことを知らないのではないか。

普通は、身の危険を感じたら、警察へ相談すると思うのだが、自分の配偶者との関係で警察に相談するということになるのと、かなりの抵抗を感じて、躊躇するのだと思う。

今時は、本人がDV被害を受けていると自覚していれば、スマートフォンで調べ、「DV」と検索すると、相談支援センターが出てくるはずだと思う

が、相談してしまうと、その後、どういう展開になるのか分からず、怖くて相談できないのではないかと。

結局、命の危険を感じるなど、相当、深刻な状況に陥った方が警察へ相談し、保護命令の申立てに至っているという状況なので、申立件数が増えているのだろう。相談支援センターなどの周知が進んでいない結果ではないか。

DV被害がメディアなどで取り上げられる回数も、子供の虐待問題と比べると、少ないのではないかと感じる。保護命令という制度が整備されていて、DV被害者は、法律によって守られており、過去に手続を利用した方のサクセスストーリーなどが報道され、広く知れ渡れば、保護命令手続の利用者も増えるのではないかと思う。私自身、今日、説明を聞くまでは、DV被害については、警察に相談すれば、なんとなく守ってもらえるのではないかという程度の認識でしかなく、法律で制度がしっかり整備されていて、裁判所で手続を執ることができるとは知らなかった。おそらく、一般の方は知らないのではないかと思う。結局、いかに周知させるかの問題に行き着くと思う。

○ 私は、民生委員を務めており、DV被害関係の資料を目にすることがあるが、実際に、地域の方と接していても、最近では、生活について踏み込んで話を聞くことがなかなか難しく、DV被害などの深刻な問題に気付くことは難しいと感じている。ただ、子供が虐待されている場合には、その母親もDV被害を受けているかもしれないという意識をもって職務に当たっているところである。

○ 不服申立ての種類は、異議か、それとも、抗告か。

■ 即時抗告である。

○ 高等裁判所で審理をすることになるのか。その場合、やはり、事実問題で争われることが多いのか。

■ そのとおりである。

○ 高等裁判所でも、地方裁判所と同じように両当事者を審尋するのか。

■ 個人的な経験であるが、高等裁判所では、即時抗告の事件を審理する場合には、審尋を行わないことの方が多い。地方裁判所において審尋すると、審尋調書が作成され、それが記録となって、高等裁判所へ送られてくるのだが、地方裁判所の裁判官の面前で、どのような内容を述べたのかということが全部記録されているから、それを見た上で、判断するということが多かった。ただ、それを読んでも、どちらの言っていることが正しいのかよく分からず、暴力の事実があったのかどうかよく分からなかった事案について、1度だけ双方を呼び出して、詳しく事情を聴いたことはある。

○ 不服申立ては、どの程度の割合でされるのか。

■ 認容事例について、自分は暴力を振るっていないという理由で抗告する例がほとんどだと思うが、割合からすると、非常に少ないと思う。

○ 接近禁止の期間を6か月ではなく、例えば、相手方を審尋しないで、1か月という短期間の命令を発し、相手方が不服申立てをした段階で、高等裁判所において審理をするなどといった柔軟な運用は、できないのか。

■ 6か月と法律で定められているから、要件が満たされていれば、6か月ということで発令することになる。ただし、当事者双方が話し合い、やり直すことにしたなどの事情の変化があった場合には、命令の取消しの申立てがされることはある。このような場合には、命令を取り消し、効力を失わせることになるが、まれにある。

○ 地方裁判所ですということか。

■ そのとおりである。

○ 保護命令の申立ては、被害者本人が申立てをすれば、親族に対しても効力を及ぼすことができるということだが、別個に申立てをする必要があるのか、それとも、本人が申立てをすれば、親族にも効力が及ぶということか。

■ 本人が、1通の申立書の中で、自分の両親への接近を禁止してほしいと求めると、同一の手続で審理されることになる。

- 裁判所で用意しているという申立書によると、「申立ての趣旨」欄に記載されている「自分についての退去命令」，「接近禁止命令」，「自分の子供についての接近禁止命令」，「親族についての接近禁止命令」のうち，どの命令を求めているのかチェックを入れ，申立書を作成，提出することができるようになってきている。
- そうすると，申立書を手にするまでは，どのような命令が可能なのか分からないということか。
- 警察や相談支援センターにおいては，説明をしているはずである。
- ◎ いずれにしても，もう少し保護命令制度について知ってもらわないと，どのような命令が可能かということも，国民に理解されず，全体的な申立件数も伸びないということだろう。
- DV事件では，周囲の家族などが被害に遭うという報道を目にすることもある。だから，家族にも保護命令の効力を及ぼすことができるのだということが広く知れ渡れば，被害を防げるのではないかと思う。
- 申立費用は，どれくらいかかるのか。
- ◎ 申立費用は，1000円である。
- 弁護士に依頼した場合は，どうか。
- ◎ ほとんどの方は，弁護士に依頼することはなく，自分で申立てをするから，1000円を納付すれば，手続を受けることができる。
- 多くの場合で，法テラスを利用することも可能だと思う。それほど負担はないかと思う。
- ◎ 平成25年改正法が施行されて，今年で2年を迎えたということで，今年の1月に，大手の各新聞社が改正後の状況についての記事を掲載していた。そういう意味では，少しずつ関心が集まっているとは思いますが，統計の数値を見ると，法改正をしても，申立件数が，一時的には増加するが，その後，減少し，全体としては増加していない状況である。やはり，もう少し，保護命

令制度について知ってもらうことが必要ではないかと思っている。

新聞報道によると、同居している恋人間についての保護命令の申立てが全体の1割程度を占めているから、それなりに制度が定着したと言っているが、内閣府において、2014年度に20歳以上を対象にした調査では、交際相手がいた、あるいは、いると答えた女性の約五人に一人は、交際相手からの暴力に遭った経験があり、そのうちの四人に一人が、命の危険を感じていたという統計もあるわけで、相当数の被害者がいるにもかかわらず、制度にのってこないという実情がある。裁判所としては、関係機関とも協力しながら、もう少し、制度の周知に努めていきたいと考えており、委員の皆様にも、制度の周知について御協力をお願いしたい。

(5) 次回委員会期日

次回の委員会は、平成28年9月13日午後1時15分に開催することを決定した。

(6) 次回の意見交換テーマ等

次回の意見交換テーマについては、各委員からの意見を募った上、検討することとした。

(7) 事務連絡

事務局から、前回（第37回）委員会の議事概要の公開等について報告した。

以上

(別紙)

1 DV防止法による保護命令制度

(1) 制度趣旨

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）は、「配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分におこなわれてこなかった」こと、「配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。」ことや配偶者からの暴力の特殊性として「外部からの発見・介入が困難であり、かつ、継続的になりやすい」ことなどに鑑み、「このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図る」ことを目的として定められたものである。

そして、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の被害者の保護体制の整備を図るとともに、加害者の被害者への接近等を禁止する保護命令制度が創設された。前者については、配偶者暴力支援センター（以下「DVセンター」という。）が設立され、カウンセリングや自立促進のための情報提供を行うとともに、婦人相談所による一時保護（シェルター）などの態勢が整備された。後者については、裁判所が、その役割を担うことになったものである（DV防止法10条）。

(2) 適用対象の拡大

DV防止法は、当初、「現に配偶者である者」を適用対象として施行された。配偶者には、婚姻届出をした夫婦（法律婚）だけでなく、婚姻意思はあるが、婚姻届出をしていない内縁の夫婦（事実婚）を含む（DV防止法1条3項）とされている。しかし、社会生活の多様化やDVの実態に十分対応できないことから、以下の法改正により適用対象が拡大されてきている。

ア 平成16年改正

配偶者からの身体に対する暴力等を受けていた被害者が離婚や内縁解消等により婚姻関係を解消した後も配偶者であった者から引き続き身体に対する暴力等を受ける事案には対応できなかったことから、現に配偶者でなくなった者についても暴力等の継続があれば対象とすることになった（DV防止法1条1項，10条1項）。

イ 平成25年改正

生活の本拠を共にしているいわゆる同居の男女であっても、一度も婚姻の意思がない、あるいは、婚姻の意思に基づく同居であることを証明できない場合には、相手方からの身体に対する暴力等は、「配偶者からの暴力」には該当せず、DV防止法の適用を受けなかったが、このような相手からの暴力であっても、婚姻の場合と同様の共同生活を営んでいることによる「囚われの身」の状況が存在し、「外部からの発見・介入が困難であり、かつ、継続的になりやすい」という配偶者からの暴力と同様の事情があり、配偶者暴力の場合と同様の被害者救済のための支援の必要性が認められることから、配偶者からの暴力に準じて、DV防止法を準用することにより適用対象となる範囲を拡大することになった（DV防止法28条の2）。

上記の関係が解消された後であっても、当該関係にあった期間中に受けていた暴力が引き続く場合は、適用対象となる点も配偶者の場合と同様である。ただし、婚姻関係における共同生活に類する共同生活であることが必要になるので、専ら交友関係に基づく共同生活（ルームシェアなど）、福祉上、教育上、就業等の理由による共同生活（グループホーム、学生寮、社員寮など）、専ら血縁関係・親族関係に基づく共同生活などの場合には、たとえ共同生活をする相手方から暴力等を受けていたとしても、DV防止法の対象から除外され、一般の暴力として対応することになる。

なお、本改正により法の題名も「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の名称も「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に

関する法律」に改められた。

(3) 暴力の定義の変遷

DV防止法は、当初、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの）のみを対象としていた。しかし、生命、身体に危害が及ぶことにより被害者の行動を抑圧する行為は、身体に対する直接の攻撃に限られず、言動による脅迫でも同様の目的を達することができる。そこで、平成19年改正により、これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動が加えられた（DV防止法1条1項）。

脅迫は言動によるものであるが、保護命令の適用を受ける脅迫は、生命又は身体に対して害を加える旨を告知してするなどの生命等に対する脅迫に限定され（DV防止法10条1項）、無視する、大声で怒鳴るなどの単なる精神的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、性行為を強要するなどの性的暴力は含まれない。ただし、精神的暴力や性的暴力には程度があるので、これらにより、PTSD（心的外傷後ストレス障害）が生じた場合などには、生命等に対する脅迫があったと認められる可能性がある。

(4) ストーカー行為等の規制等に関する法律との関係（以下「ストーカー規制法」という。）

DV防止法は、男女間における暴力等を規制するものである点でストーカー規制法と似た側面もあり、適用範囲を中心に、両者の関係についても整理しておきたい。

ア ストーカー規制法の目的

ストーカー規制法の目的は「ストーカー行為を処罰する等ストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活と安全と平穏に資すること」とされている。

イ 規制の相手方

DV防止法の「配偶者」は、法律婚のみならず、事実婚の者を含み（同法1条3項）、また、「生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手」から暴力を受けた者についても準用される（同法28条の2）が、このような要件に該当しない者、例えば、生活の本拠を共にしない者からの暴力については、DV防止法は適用されない。ストーカー規制法3条は、「何人も」と規定しており、規制対象に限定はないため、DV防止法の適用対象とされる配偶者等も対象となるのみならず、現行のDV防止法では適用対象となっていないが、婚姻関係解消後、暴行等を始めた元配偶者からの暴力も規制対象に含まれる。

ウ 救済方法

DV防止法上の保護命令の発令者は裁判所であり、その期間がDV防止法10条所定の期間に限定されるのに対し、ストーカー規制法上の禁止命令の発令者は都道府県公安委員会であり、その期間は限定されない。

エ その他

平成25年のDV防止法改正の背景には、生活の本拠を共にする交際相手（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営まないものは除く。）については、共同生活をしているために、ストーカー規制法による禁止命令では対応が難しく、また刑法の傷害・暴行罪による事件化も困難なケースが多いという事情もあった。

2 保護命令制度の概要

DV防止法による保護制度の中で、裁判所が担当するのは、保護命令制度に関する部分である。保護命令は、被害者の申立てに基づき、被害者の身体に対する安全を確保するために、加害者に対し、一定の行為を命じ、あるいは、一定の行為を禁止するものである。保護命令に違反した場合には、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金の制裁がある（DV防止法29条）。

(1) 保護命令の種類

DV防止法制定時は、申立人への接近禁止命令及び退去命令のみが認められていたが、実効性確保の観点から、平成16年改正により申立人の子への接近禁止命令が、平成19年改正により申立人の親族等への接近禁止命令及び申立人への電話等禁止命令が創設された。また、退去命令の期間については当初2週間であったものが、平成16年改正により2か月に延長された。

ア 接近禁止命令

配偶者等が被害者の身边につきまったり、被害者の住居、勤務先そのほかその通常所在する場所の付近をはいかいすることを6か月禁止することを内容とする。

イ 退去命令

配偶者等に対し、被害者とともに生活の本拠としている住居から2か月間出ていくことを命じるとともに、退去を命じられた住宅付近のはいかいも禁止することを内容とする。

被害者が配偶者等と同居した住居から、荷物等を持ち出すなど、将来に向けての態勢整備のための準備期間を確保するために、当該配偶者等に当該住居から退去を命じるものであるが、配偶者等は、その間の住居を確保しなければならぬことから抵抗も多い。

ウ 子への接近禁止命令

子への接近を理由に被害者の身边につきまとうことが多いことから、接近禁止命令と同時に6か月間、子へのつきまとい等を禁止することを内容とする。

エ 親族等への接近禁止命令

被害者のつきまとい等の過程で同居の親族等が暴力等の対象になることも十分考えられ、これにより被害者がDV防止法による保護をあきらめることも考えられることから、親族等へのつきまとい等も禁止することを内容とする。親族とは被害者の両親等のことであり、「等」とはその他被害者と社会

生活において密接な関係を有する者のうち、被害者の身上、安全などを配慮する立場にある者のことであり、職場の上司やシュルターの職員などが該当するとされている。

オ 電話等禁止命令

配偶者等が頻繁に電話することにより、つきまといと同様の目的を達成することも考えられることから、接近禁止の一態様とも考えられるが、特に禁止命令の内容とする。

(2) 再度の申立て

保護命令の内容は、配偶者等の権利を制限するものでもあるので、一定の期間に限定した命令となっているが、期間経過後も、同様な状況が継続していることは十分に想定できるので、当初の保護命令の際の暴力や生命等に対する脅迫と同一の事実を理由として、再度の保護命令の申立てをすることは可能である（退去命令につきDV防止法18条、その他につき配偶者暴力等に関する保護命令手続規則1条1項6号）。ただし、今後危害を受けるおそれがあるかどうかについて、再度の申立時における申立人と相手方の事実関係を基礎として改めて判断することになるので、再度の申立ての際に認められるとは限らない。

(3) 保護命令の手続の概要

ア 申立て（管轄）

保護命令は、被害者の申立てに基づき発令されることになる（DV防止法10条）。保護命令の申立ては、所定の事項を記載した書面で行わなければならない（同法12条）。管轄裁判所は、相手方の住所の所在地を管轄する地方裁判所（同法11条1項）、申立人の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所又は相手方からの暴力や脅迫が行われた地を管轄する地方裁判所である（同法11条2項各号）。

イ 申立書の備置き

被害者本人が保護命令申立てを速やかに行えるように、当庁では窓口に、保護命令申立書の「ひな形」と保護命令事件について説明した「Q&A」を備え置いている。また、被害者は、DV被害を受けたときは、まず警察やDVセンター、弁護士会に相談し、その過程で保護命令申立てを示唆されて申し立てることが多いので、申立書のひな形等は、これらの団体にも交付しており、速やかな申立てに向けて支援している。

ウ 速やかな判断

裁判所は、保護命令の申立てについて、速やかに裁判をするものとする（同法13条）、相手方の手続保障を図る趣旨から、原則として、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ保護命令を発することはできない（同法14条1項）とされている。

決定書には、口頭弁論を経た場合には理由を、経ない場合には、理由の要旨を記載しなければならず（同法15条1項）、保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日の言渡しによって効力を生ずる（同法15条2項）。

当庁においては、原則として保護命令申立ての日に申立人審尋を行い、その1週間前後の日に相手方審尋を行う運用としている。発令が相当と判断したときは、相手方審尋期日に直ちに保護命令を言い渡している。したがって、申立てから8日間程度で発令されることが多い。

エ その他

保護命令等の審査においては、暴力等の存否のほか、同居の事実の有無、婚姻意思の認定が論点となる。平成25年改正法により、婚姻意思の確認は大きな意味を持たなくなり、同居の事実の確認の中で、婚姻類似の共同生活の実態を確認すれば足りることになった。具体的な考慮要素としては、住民票の記載、住居の賃貸借契約の名義、公共料金の支払名義、同居していた部屋の写真、電子メール、通勤・通学定期券及び関係者の陳述などを基に判断す

る。

3 保護命令事件の統計

(1) 保護命令新受事件数の推移

全国の新受件数は、制度発足以来平成20年まで増加傾向にあったが、平成21年以降は概数3000件程度で推移している。被害者の保護の対象を婚姻関係等の解消後の場合にも拡張した平成16年改正が施行された平成17年は、前年の2179件よりも516件増加している。また、対象行為を脅迫に拡張した平成19年改正が施行された平成20年は、前年よりも368件増の3147件となり、過去最高値となっている。保護の対象を同居の交際相手にも準用した平成25年改正が施行された平成26年は前年より129件増の3121件となったが昨年は2958件と再び3000件を下回った。

千葉地裁管内は、平成16年に減少した件数が、平成16年改正が施行された平成17年には8件増とやや回復し、その後再び減少した。平成19年改正が施行された平成20年は前年より48件増の125件と大きく増加し、過去最高を記録している。平成25年改正が施行された平成26年は、前年より11件増加したが、再び減少している。本庁も管内と同様の傾向にあるが、平成26年は増加につながっていない。

(2) 生活の本拠を共にする交際相手（千葉管内）

平成25年に改正された生活の本拠を共にする交際相手に対する保護命令事件は、平成26年が5件（交際関係中3件，交際関係終了後2件），平成27年が同じく5件（交際関係中3件，交際関係終了後2件）の新受件数であった。

本庁は平成26年が2件，平成27年が4件である。

(3) 保護命令の処理状況

平成26年，27年の千葉地裁の保護命令の処理状況等は，次のとおりであ

る。平成26年は94件の既済になっているが、認容されたのが70件、却下が7件、取下が17件である。平成27年は74件が既済になった。新受件数は73件であり、そのうち、保護命令発令が認容された件数は56件、取下げ11件、却下7件である。

認容率は兩年とも約75%であり、全国（約80%）と較べるとやや低く、却下の割合はやや高くなっている。

また、認容された発令の内容についてみると、千葉地裁管内では、「子への接近禁止命令」及び「親族等への接近禁止命令」が同時に発令された場合が、平成26年は22件（約31.5%）、平成27年は15件（約26.8%）となり、全国の平成26年の約21.6%、平成27年約21.3%よりも高い比率になっている。被害者が子を連れて実家に帰って生活していることが多いのではないかと推測される。

また、千葉地裁管内では、被害者に関する保護命令のみ発令された場合の内接近禁止命令及び退去命令若しくは退去命令のみが発令されたケースは0件であり、接近禁止命令、退去命令及び電話等禁止命令が発令されたケースも平成26年が1件、平成27年が2件であり、退去命令の発令は極めて少ない。千葉県においては、被害者の要請があれば、被害者の引っ越しに警察官が同行して身の安全を図る運用がされていると聞いており、そのために、退去命令の要請がないと考えられる。

4 関係機関との連携等

(1) 関係機関

裁判所が担当する保護命令手続にはDVセンター及び警察といった外部機関が関与する部分も多い。

ア DVセンター（DV防止法3条，7条）

千葉県におけるDVセンターとしては、千葉県女性サポートセンターを始めとして、その下のDV相談窓口に記載されているとおり、習志野健康福祉

センターほか12か所の健康福祉センター、千葉県男女共同参画センター、野田市児童家庭部男女共同参画課、市川市男女共同参画センター及び千葉市配偶者暴力相談支援センターがある。

DVセンターの主な役割としては、主として、相談又は相談機関の紹介、カウンセリング、緊急時における安全の確保、一時保護（婦人相談所（一時保護委託（民間シェルター等）、保護（施設入所）））、自立支援、保護命令利用及びシェルターの利用についての情報提供・助言・関係機関との連絡調整その他の援助などを行っている。また、保護命令手続に関しては、相談の一環として、保護命令申立書の作成支援も行っている。

イ 警察（DV防止法8条）

警察の役割としては、暴力の防止、被害者の保護、被害発生防止のための必要な措置・援助が主たるものである。保護命令が発令された場合には、警察本部において申立人からの聴取や防犯指導を行い、加害者に対しては、居住地を管轄する警察において、保護命令が発令された後の注意事項を伝えることや防犯指導を行っている。具体的には、被害者の意向を踏まえ、配偶者の検挙、警告、自衛・対応策についての情報提供を行い、また、被害者の身体の安全を確保するための巡回等を行っている。

(2) 保護命令手続における連携（DV防止法9条）

DV被害者の場合、当面の安全確保が極めて重要なことから、DV被害者は、申立前に警察又はDVセンターの相談を経由していることが求められている（相談前置主義。相談を経由しない場合は、同法12条1項1号から4号について公証人の面前で述べられた内容を認証した宣誓供述書を添付しなければならない。）（同法12条2項）。この相談には、今後の保護命令申立てに備えて配偶者暴力に関する証拠資料の確保を図る目的も含まれている。

DV被害者は、当面の身の安全を確保した上で、将来の安全確保に向けて、裁判所に対し、保護命令の申立てを行うことを検討することになる。このよ

うなDV防止態勢を踏まえ、保護命令手続について、以下のように関係機関と連携している。

ア 警察又はDVセンターに対する書面提出請求等（DV防止法14条2項、3項）

申立書に警察・DVセンターに相談した事実等の記載がある場合、裁判所は、申立人面接後速やかに、これらの所属官署の長等に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対し取られた措置の内容を記載した書面の提出を求める（DV防止法14条2項、12条1項5号）。保護命令発令の必要性を判断しうる資料を速やかに整えるためである。

イ 保護命令発令時における警察及び配偶者暴力相談支援センターへの通知（DV防止法15条3項、4項）

保護命令を発したときは、書記官は、ファクシミリ等相当と認める方法で、速やかにその旨及びその内容を、申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長、申立人が相談等をしたDVセンターに対して通知することになっている。保護命令は、刑罰根拠命令であり、また、発令後の申立人の保護について、関係機関から迅速かつ適切な支援を得られるようにするためである。

(3) 関係機関との連携を推進するための試み

ア パンフレットの備置き

DV被害者が最初に裁判所に相談することは考えにくいだが、万々に備え、千葉県女性サポートセンター等のパンフレットを裁判所の窓口にも備え置き、必要があれば説明できるようにしている。

イ 関係機関との協議会

千葉地裁では、毎年1回、警察、千葉県及びDVセンターの担当者を集まってもらい保護命令手続に関する協議会を開催している。昨年度の協議会においては、退去命令に対する警察のサポートの観点から退去命

令に関しての情報共有や意見交換等が行われた。本年度は、3月16日に予定されているが、再申立てめぐる問題等が主要なテーマになる見込みである。

ウ 関係機関が主催する各種会議への出席

千葉県男女共同参画課は、毎年1回、「家庭等における暴力対策ネットワーク実務者連絡会議」を開催しており、裁判所の保護命令担当者も出席している。昨年11月のテーマは、「家庭等における暴力対策に係る関係機関の取組み、取扱い状況」である。また、千葉県女性サポートセンターが主宰して、千葉県内を6つのエリアに分け、DV被害者支援連絡会議を毎年1回開催しており、裁判所からも支部の保護命令担当者にも分担してもらいながら参加している。

いずれの会議も広くDV保護を目的としているので、保護命令に直接関係しないテーマの方が多いが、保護命令手続の適切な運用には、広くDV事案に関する情報を収集し、関係機関の活動に対する理解を深めることが有益と考え、積極的に参加している。

エ 研修講師の派遣

警察・DVセンター・弁護士会等が主催する研修に講師派遣の要望があれば、保護命令事件担当者が出向き、保護命令手続について講義し、関係機関の担当者等の保護命令手続における理解の向上に努めている。

以 上